

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の制定に際し、意見公募手続を  
実施しなかった理由について

令和 6 年 12 月 27 日  
こども家庭庁

今般制定された、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 118 号）は、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 7 条に定める様式第 3 号について、調査等の結果の反映など、様式の軽微な見直しを行うものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七 （略）

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。